

議案第 41 号

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市病院事業の設置等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 216 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後		改正前	
別表第 2 の 2 (第 9 条関係)		別表第 2 の 2 (第 9 条関係)	
避妊リング	略	避妊リング	略
人工妊娠中絶料(検査料を含む。)	略	人工妊娠中絶料(検査料を含む。)	略
注 人工妊娠中絶料のうち 16 週以降は正常分娩に準じる。		注 人工妊娠中絶料のうち 16 週以降は正常分娩に準じる。	
別表第 5 (第 9 条関係)		別表第 5 (第 9 条関係)	
略	略	略	略
診断書(1 通につき)	略	診断書(1 通につき)	略
その他	エンゼル ケア(死 後処置)	寝衣要	9,000 円
		寝衣不要	6,000 円

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。